

子ども・子育て支援推進調査研究・普及促進事業  
「保育所等における第三者評価改善モデル事業」に係る委託事業  
審査基準

1 採択団体の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者から4件を採択団体に決定する。ただし、活用する第三者評価事業における項目や地域、都道府県・指定都市・中核市・その他市町村の別に偏りがある場合は、企画審査委員会の協議により、得点順位を基礎にそれらの偏りが軽減するよう調整する場合がある。

2 審査方法

提出書類に基づき、こども家庭庁に設置された企画審査委員会において書類選考を実施する。

3 評価方法

評価は以下の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、当該企画審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価項目】

①採択団体に対する評価

○事業の実施に必要な実施体制が整っているか。

②業務内容に関する評価

○課題認識、事業の目的について

- ・第三者評価事業に係る課題認識及び事業の目的が当該自治体の実情を踏まえて具体的かつ妥当であるか
- ・自治体が主体となって評価指標・基準の設定、評価者の確保・育成、評価の進め方や教育委員会との連携等を含めた実施体制を構築しており、その内容が保育の質向上を目的としたものとして妥当又は優れたものとなっているか。

○事業実施の内容について

- ・保育所保育指針に基づき、各園が自己評価と他者評価を関連付け園内での共有・振り返り、保育の実践や運営の改善に繋げていくための継続的な取

組の構築に向けた自治体の支援内容が、本事業の目的に照らして妥当又は優れたものとなっているか。

- ・園内職員同士や他の園同士が互いの保育実践を学び合い、その成果を園の自己評価や改善に繋げていくための体制支援の内容が具体的かつ妥当であるか。

○見込まれる成果について

- ・本事業において、どのような効果があったか、課題に対する対応策としてどういったことが考えられるのかが明確に整理されているか。
- ・事業の実施により見込まれる成果等が、広く普及・展開されることを期待できるか。

③事業の経費について

- ・妥当な経費が示されているか。

【評価基準】

「①採択団体に対する評価」及び「②業務内容に関する評価」テーマに係る評価基準は以下の5段階評価を行う。

優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

4 選定結果の通知

選定終了後、20日以内に全ての公募団体に選定結果を通知する。なお、選定結果の通知に併せ、選定された公募団体に対し、企画審査委員会の審査意見を踏まえた計画の見直し等を要望する場合がある。